

公表第7号

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので公表します。

令和8年5月11日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	永田一伸
久留米市監査委員	秋永峰子

財政援助団体等監査報告（1）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項件数	意見件数	指摘事項件数	意見件数
(公社) 久留米市シルバー人材センター	監査委員室 監査委員事務局執務室・ 会議室 対象団体等の執務室	令和7年12月25日 ～令和8年4月30日	0	0	1	0

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和6年度及び令和7年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 ー
- (2) 設立年月日 昭和55年7月1日
- (3) 設立の目的 高齢者が働くことを通じ、生きがいつくりや仲間づくりを行い、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。
- (4) 事業の概要
- ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会と業務提携し、職業紹介事業及び労働者派遣事業を行うこと。
- ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- オ 前に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- (5) 役員及び職員数 理事15名、監事2名、職員17名（令和7年12月1日現在）

2 久留米市との関係

(1) 財政援助

久留米市は、令和6年度において、事業活動費765,008,622円に対して、36,094,965円の補助金交付を行っている。

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 所管部局への指摘事項

指 摘 事 項

〔補助金等交付事務〕

センターに対する補助金交付要綱において、補助金の対象経費や算定方法などが、明確な基準として設定されていない。

財政援助団体等監査報告（2）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項件数	意見件数	指摘事項件数	意見件数
(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター	監査委員室 監査委員事務局執務室・会議室 対象団体等の執務室	令和7年12月25日 ～令和8年4月30日	0	0	1	0

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和6年度及び令和7年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 ー
- (2) 設立年月日 平成6年4月1日
- (3) 設立の目的 福岡県南地域内の中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
ア 自己啓発・余暇活動支援事業
イ 生活安定事業
ウ 健康維持増進事業
エ 財産形成支援事業
オ 給付金事業
カ 福岡県及び久留米市等が行う中小企業勤労者福祉推進事業の受託、協力
キ その他目的達成のために必要な事業
- (5) 役員及び職員数 理事9名、監事3名、職員6名（令和7年12月1日現在）

2 久留米市との関係

(1) 財政援助

令和6年度において、事業活動費190,872,761円に対して、8,981,000円の補助金交付を行っている。

(2) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 所管部局への指摘事項

指 摘 事 項

〔補助金等交付事務〕

センターに対する補助金交付要綱において、補助金の対象経費や算定方法などが、明確な基準として設定されていない。